

東京都市計画特別工業地区の変更（足立区決定）

都市計画特別工業地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区	約 ha 337.8 (338.9)	足立区特別工業地区建築条例（平成 15 年条例第 37 号）  〔規制の概要〕 ・住宅の混在率の高い準工業地域に指定し、住環境の保全及び中小工場の保護を図るため、工場の用途及び小保による規制並びに風俗営業案連施設の規制を行う。
合 計	ha 337.8 (338.9)	

変更概要

変 更 箇 所	変 更 前	変 更 後	面 積	備 考
足立区足立一丁目、足立三丁目、綾瀬三丁目及び扇二丁目各地内	特別工業地区	—	約 ha 1.1	
足立区中央本町一丁目地内	—	特別工業地区	約 ha 0.0 (約 60 m <sup>2</sup> )	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由：用途地域の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、特別工業地区を変更する。